

ケアセンター『たんぼぼの里』重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明いたします。

1 事業者

- ① 法人名 : 有限会社 ライフサポート
- ② 法人所在地 : 鹿児島市唐湊4丁目1番2号
- ③ 電話番号 : 099-250-0611
- ④ 代表者氏名 : 代表取締役 佃 望
- ⑤ 設立年月日 : 平成13年11月20日

2 事業所の概要

- ① 事業所の種類 : 指定居宅介護支援事業所
- ② 介護保険指定番号 : 鹿児島県指定 第 4670104654 号
- ③ 開設年月日 : 平成17年10月3日
- ④ 事業所の目的 : “地域の中で、その人らしく、安心して暮らし続ける”を理念とし、適正なサービスの提供により、地域高齢者福祉の向上に貢献することを目的とします。
- ⑤ 事業所の名称 : ケアセンター『たんぼぼの里』
- ⑥ 事業所の所在地 : 鹿児島市唐湊4丁目1番2号
- ⑦ 電話番号 : 099-250-0611
- ⑧ FAX番号 : 099-286-6268
- ⑨ 管理者氏名 : 管理者 竹之内 千津子
- ⑩ 事業所の運営方針 : 介護保険法令を遵守し、公正中立な居宅介護支援の提供により、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅サービス計画の作成を行います。

3 事業実施地域及び営業時間等

- ① 事業の実施地域 : 通常の事業の実施地域は、鹿児島市内（桜島地区を除く）の区域とします。
- ② 営業日 : 月曜日～金曜日とします。但し、12月31日～1月3日は休業とします。
- ③ 営業時間等 : 午前9時～午後6時までとします。

4 職員の配置状況

当事業所では、指定訪問介護サービスを提供するために、次の通りの職種の職員を配置しています。

職種	員数	資格	勤務形態
管理者	1名	介護支援専門員	常勤で兼務
介護支援専門員	1名	介護支援専門員	常勤で兼務

5 提供する居宅介護支援サービスの内容

① 居宅サービス計画の作成

- 1) 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面会して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。
- 2) 利用者の自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- 3) 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。
- 5) 居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議した上で、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。

② 居宅サービス事業者等との連絡調整・便宜の供与

- 1) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 2) 利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設等の紹介その他の支援を行います。

③ サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価

- 1) 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービス実施状況の把握に努めます。
- 2) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出や状態の変化等に応じて、居宅サービス計画の評価、変更等を行います。

④ 給付管理

居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うと共に、毎月の給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

⑤ 相談・説明

介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。

⑥ 医療との連携・主治医への連絡

居宅サービス計画の作成時又は変更時やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得た上で、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。

⑦ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意の上、居宅サービスの変更を行います。

⑧ 要介護認定等にかかる申請の援助

利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請、及び要介護認定等の更新申請に必要な協力を行います。

⑨ サービス提供記録の閲覧・交付

- 1) 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付（実費）を受けることができます。
- 2) 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。

⑩ 介護支援専門員の変更

介護支援専門員の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。

6 サービスの利用料金及び利用者負担

① 当社の居宅介護支援（居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談・説明等）についての利用料金は、原則として介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、介護保険からサービス利用料金に相当する給付が受けられない場合は、一旦 1 ヶ月につき下記の料金を頂き、当社よりサービス提供証明書を発行致します。

名	目	料 金
居宅介護支援費	要介護 1・2	10,000 円
	要介護 3・4・5	13,000 円
初 回 加 算	初回加算（Ⅰ） 初回時	2,500 円
	初回加算（Ⅱ） 退院・退所時	6,000 円

② その他の費用

名 目	内 容 説 明	料 金
交 通 費	通常の事業実施地域以外の地域に訪問出張する場合	要した交通費の実費
複写物の交付	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合	1 枚につき 10 円

7 利用料金のお支払い方法

前記 ①、② の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月 15 日までにお支払い下さい。尚、お支払いは下記指定口座への振込みでお願い致します。

南日本銀行	本店営業部	普通預金 1201602	(有) ライフサポート
-------	-------	--------------	-------------

8 損害賠償について

当社が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書第 12 条に基づき、損害賠償責任を速やかに履行致します。尚、以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○ 加入保険名 : 介護事業者賠償責任補償

9 苦情の受付について

① 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情及び相談対応窓口 電話 099 - 250 - 0611

○ 苦情及び相談受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時

○ 苦情及び相談担当者 管理者 竹之内 千津子

